

阪南市合併処理浄化槽設置整備費補助金 申請の流れ

※交付年度の3月15日（実際には直前の営業日）までに交付申請書（提出時期：工事終了および完了検査後）の提出が必要です。工期や書類準備期間を考慮して期日までに手続きを終えることができそうにない場合は、翌年度の補助申請を検討してください。（翌年度の本市補助事業実施を保証するものではありません。）

申請者	阪南市
設置の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ● 設置浄化槽の決定 ● 浄化槽設置届出書の提出…阪南市都市整備課 	<ul style="list-style-type: none"> ● お問合せの受付…阪南市生活環境課
工事着手前	
<p>1. 事前協議書（様式第1号）の提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">添付書類</div> <ul style="list-style-type: none"> ① 審査機関を通過した浄化槽設置届出書の写し ② 設置場所の位置図 ③ 現在の排水系統図及び設置後の排水系統図 ④ 建物平面図 ⑤ 浄化槽認定書、構造図及び型式適合認定書 ⑥ 工事請負契約書の写し ⑦ 全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票） ⑧ 既設便槽（し尿貯留施設又は単独処理浄化槽）の設置状況写真 ⑨ 既存家屋を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書（様式第2号） ⑩ 申請者と設置する土地の所有者が異なる場合は、設置する土地の所有者の同意書（様式第3号） ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 	<p>2. 事前協議結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予算内の交付枠を確保 ● 申請者へ通知書を送付
工事着手 ※補助事前協議結果（交付対象）通知書が届いてから工事に着手すること	
<p>3. 工事実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">写真の撮影</div> <p>※別紙写真例参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 ● 着工前の流入管、ます、放流管の設置予定個所を示す写真 ● 基礎工事の状況を示す写真 ● 配管の設置状況を示す写真 ● 据付工事の状況を示す写真 ● 埋め戻しの状況を示す写真 ● 嵩上げの状況を示す写真 ● 設置工事完了を示す写真 ● 撤去した単独処理浄化槽を示す写真 ● 配管工事完了を示す写真 	<p>4. 中間検査（基礎工事完了時）</p> <p>※日程は事前に市職員と調整すること</p> <p>※事前協議結果（交付対象）通知書を受け取った日から90日以内に受けること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">確認事項</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽設置場所 ● 浄化槽本体の型番 ● 基礎工事（基礎栗石厚・基礎コンクリート厚） ● 埋め戻しに使用する砂
裏面へ	

申請者	阪南市
工事完了	
<p>6. 補助金交付申請書（様式第 8 号）の提出</p> <p>※完了検査終了後 30 日以内または 3 月 15 日のいずれか早い日までに添付書類を揃えて提出すること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">添付書類</div> <ol style="list-style-type: none"> ① 浄化槽設置場所及び設置後の排水系統図 ② 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（申請者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類） ③ 浄化槽法定検査依頼書の写し（浄化槽法第 7 条及び第 11 条） ④ 浄化槽設置工事の写真（事業着手前、浄化槽据置時及び事業完了時のもの。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施した場合は宅内の生活排水が接続されていることが確認できる写真） ⑤ 浄化槽設置工事が完了した旨を証する書類 ⑥ 工事費の請求書及び又は領収書の写し（単独処理浄化槽を撤去した場合にあっては、撤去費用を区別して記載したもの、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施した場合は宅内配管工事費用を区別して記載したもの） ⑦ 浄化槽を設置した住宅に居住していることを示す全ての者の住民票記載事項証明書又はこれに類する書類 ⑧ 既設のし尿貯留施設及び単独処理浄化槽のくみ取り証明書（様式第 9 号） ⑨ 既存の単独処理浄化槽を撤去した場合にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票）の写し ⑩ 完納証明書（市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金がないこと） ⑪ 浄化槽使用開始報告書（浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項）の写し ⑫ 保証登録証（市町村用） ⑬ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 <p>8. 補助金交付請求書（様式第 11 号）の提出</p>	<p>5. 完了検査</p> <p>※日程は事前に市職員と調整すること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">確認事項</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水が全て浄化槽に接続されているか ● 図面どおりに施工されているか <p>7. 補助金交付決定・交付額確定の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者へ通知書を送付 <p>9. 補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者が指定した金融機関へ振り込みます。 ● 振込日は請求書提出から 1 ヶ月程度後になります。
手続終了	